

平成29年4月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成28年(行コ)第12号、同第20号 山形県議会議員政務調査費返還等請求控訴、同附帯控訴事件 (原審・山形地方裁判所平成23年(行ウ)第2号)

口頭弁論の終結の日 平成29年2月14日

判 決

山形市相生町5番25号 弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所内

控訴人(附帯被控訴人) 市民オンブズマン山形県会議

同 代表者代表 佐 藤 欣 哉

同 長 英 二 郎

山形県米沢市中央4丁目3番17号

控訴人(附帯被控訴人) 高 橋 敬 一

上記2名訴訟代理人弁護士 佐 藤 欣 哉

同 外 塚 功

同 田 中 晓

控訴人(附帯被控訴人) 市民オンブズマン山形県会議訴訟代理人弁護士

高 橋 敬 一

山形市松波2丁目8番1号

被控訴人(附帯控訴人) 山形県知事

吉 村 美 栄 子

同訴訟代理人弁護士 伊 藤 三 之

主 文

1 本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人が、別紙「認容額一覧表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の「返還請求額(円)」欄記載の各金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であること

を確認する。

(2) 被控訴人は、別紙「認容額一覧表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表の「返還請求額（円）」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

(3) 控訴入らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 本件附帯控訴を棄却する。

3 訴訟費用（控訴費用、附帯控訴費用を含む。）は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を控訴人（附帯被控訴人）らの負担とし、その余を被控訴人（附帯控訴人）の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴及び附帯控訴の趣旨

1 控訴

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人が、原判決別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表「支出額」欄記載の各金員を支払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。
- (3) 被控訴人は、原判決別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者に対し、同表「支出額」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。

2 附帯控訴

- (1) 原判決中、附帯控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の取消部分に係る附帯被控訴人の請求を棄却する。

第2 事業の概要

1 本件は、山形県の財政支出を県民の立場から監視すること等を目的として結成された、山形県に住所を有する権利能力なき社団である控訴人（附帯被控訴人）市民オンブズマン山形県会議（以下「控訴人オンブズマン」という。）及び山形県の住民である控訴人（附帯被控訴人）高橋敬一が、平成21年度に山

形県議会議員（以下、単に「議員」という。）であった原判決別紙2「集計表」の「氏名」欄記載の者（以下、「相手方議員ら」という。）は、山形県から交付を受けた同年度の政務調査費の一部を政務調査活動以外の目的に違法に支出し、それにより違法な支出相当額の不当な利得を得ているにもかかわらず、山形県知事である被控訴人（附帯控訴人、以下「被控訴人」という。）がその返還請求を違法に怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、上記の返還請求を怠ることが違法であることの確認を求るとともに、同項4号に基づき、相手方議員らに対して不当利得額の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

原審は、控訴人らの請求を一部認容し、これを不服とする控訴人らが控訴し、被控訴人が上記一部認容部分を不服として附帯控訴した。（なお、原審原告のうち1名は当審において訴えを取り下げた。）

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の当該欄（「事実及び理由」欄の第2の2ないし4）に記載のとおりであるから、これを引用する。控訴理由及び附帯控訴理由は、いずれも原審の認定及び判断の誤りをいうものである。（なお、控訴人らは、当審において、松澤洋一議員に係る違法主張を撤回した。）

（原判決の補正）

- (1) 上記当該欄中の「原告オンブズマン」を「控訴人オンブズマン」と、「原告高橋敬一」を「控訴人高橋敬一」と、「原告ら」を「控訴人ら」と、「被告」を「被控訴人」と、「別紙」を「原判決別紙」と、それぞれ読み替える。
- (2) 原判決別紙4「支出費目2（B類型）」の「番号」B5(4)欄の「支出年月日」欄の「2009/4/24」を「2010/2/17」と、原判決別紙5「支出費目3（C類型）」の「番号」C30(4)欄の「支出年月日」欄の「2010/3/16」を「2010/3/10」と、それぞれ改める。
- (3) 原判決3頁5行目の「及び原告渡邊寛」及び同頁6行目の「いずれも」を

それぞれ削除し、同頁25行目「原告ら」の次に「(ほか1名)」を加える。

(4) 原判決4頁8行目の「地方自治法100条」の次に「(平成24年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。)」を、同5頁8行目の「支出」の次に「(本件条例9条に規定する使途の基準(後記本件使途基準)に従って行った支出をいう。)」を、それぞれ加える。

(5) 原判決5頁16行目の「5条、別表」を「本件施行規程5条及び別表」と改める。

(6) 原判決6頁19行目から20行目にかけての「相手方議員ら」を「当該支出相当額全額を山形県に既に返還している松澤洋一議員を除くその余の相手方議員ら(以下においては、松澤洋一議員を除くその余の相手方議員らを「相手方議員ら」という。)」と改める。

(7) 原判決9頁16行目の冒頭から同頁18行目の末尾までを削除する。

(8) 原判決121頁15行目及び同122頁16行目の各「使徒」をいずれも「使途」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人らの請求を主文1項(1)及び(2)の限度で認容するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の当該欄(「事実及び理由」欄の第3)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 上記当該欄中の「原告ら」を「控訴人ら」と、「被告」を「被控訴人」と、「別紙3」を「原判決別紙3」と、「別紙4」を「原判決別紙4」と、「別紙6」を「原判決別紙6」と、それぞれ読み替え、「松沢」を「松澤」と改める。

(2) 原判決18頁26行目の「医療監」を削除し、同19頁1行目の「3名」を「4名」と改める。

- (3) 原判決20頁24行目の「議員」から「職員も」までと、同23頁4行目の「これに対し」から同頁6行目の末尾までを、いずれも削除する。
- (4) 原判決24頁12行目の「出席当事者間」を「出席者間」と改め、同頁22行目の「これに対し」から同頁24行目の末尾までを削除する。
- (5) 原判決30頁8行目の「上記3名」の次に「ほか1名」を加える。
- (6) 原判決33頁1行目の冒頭から同34頁2行目の末尾までを次のとおり改める。

「証拠（乙5、339）及び弁論の全趣旨によれば、吉村和武議員は、議員就任前の平成16年4月以降、山形県インディアカ協会の会長を務めているところ、平成21年9月6日、盛岡市内に在るホテルメトロポリタン盛岡に宿泊し、その宿泊費1万0395円を政務調査費から支出したこと、その宿泊の目的につき、東北六県のインディアカ協会関係者が参加して、介護予防の観点から老人クラブ連合会や社会福祉協議会との連携について議論が行われた協議会への出席のためであったと説明していることが認められる。

しかしながら、インディアカは、若年層から高齢者まで幅広く楽しむことができるスポーツであるところ（乙339）、同証拠には、「東北ブロックインディアカ協議会」という記載がある一方で、「東北ブロックインディアカ競技会」との記載もあり、同日に行われたのは東北ブロックのインディアカ爱好者による競技会なのであって、同議員は、観戦目的又は来賓等として臨席したにすぎず、少なくとも同日は、同議員が説明するような議論や協議の場ではなかつたのではないかとの疑問がある。被控訴人は、参加者との間で介護予防の観点からの老人クラブ連合会や社会福祉協議会との連携によるインディアカの普及等につき意見交換を行った旨の吉村和武議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はなく、協議会であるのが競技会であるのかを明らかにするよう求めた当裁判所からの聴取に対しても何ら追加の説明及び立証を行っていない。そうすると、同日、議員の調査

研究に資する意見交換等が実際に行われたと認めるには足りないから、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に適合しない違法な支出であると判断するのが相当である。」

- (7) 原判決52頁18行目の「されていること」の次に「、同議員においては、山形県内における体育・競技施設の整備を喫緊の課題と考えており、上記大会の会場となった岩手町ホッケー場について、公式競技会開催可能な人工芝ホッケー場であり先進的な運動施設という観点から関心を有していたことがうかがえること」を加える。
- (8) 原判決56頁24行目の「別紙7」を「原判決別紙5」と改める。
- (9) 原判決64頁20行目の「平成22年4月1日」を「平成21年4月1日」と改める。
- (10) 原判決74頁13行目の「できるものの、」の次に「その機器としての性質や価格等をも考慮すると、」を加える。
- (11) 原判決77頁1行目から2行目にかけての「明らかに高額」を「かなり高額」と改める。
- (12) 原判決79頁12行目の冒頭から同頁17行目の末尾までを次のとおり改める。
- 「ム 松澤洋一議員
松澤洋一議員は、平成21年度に2万5000円（支出番号C34(1), (2)）を政務調査費から支出したが、同議員は、同額を自主返納した（乙276, 277）。」
- (13) 原判決82頁16行目の「岸議員の」を「岸議員が」と改める。
- (14) 原判決93頁5行目及び同頁18行目の各「別紙1」を、いずれも「本判決別紙」と改める。
- 2 以上によれば、控訴人らの請求は、被控訴人が本判決別紙「認容額一覧表」の「氏名」欄に記載の者らに対して同表の「返還請求額（円）」欄記載の各金額

の返還を請求することを怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに、同記載の者らに同各記載の金員を支払うよう請求することを被控訴人に求める限度で理由があるから、控訴人らの本件控訴に基づき、これと異なる原判決を変更して上記の限度で控訴人らの請求を認容し、控訴人らのその余の請求をいずれも棄却し、被控訴人の附帯控訴は、理由がないから棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 小川 浩

裁判官 潮見直之

裁判官 細島公彦

(別紙)認容額一覧表

氏名	返還請求額(円)
鈴木正法	10,000
吉村和武	10,395
槻津博士	11,500
阿部昇司	5,000
森谷仙一郎	7,000
鈴木孝	19,600
竹田千恵子	4,411
菅原元	740
木村忠三	10,000
伊藤誠之	20,000
青柳信雄	13,000
小池克敏	5,000
中川勝	10,000
小野幸作	1,517
伊藤重成	10,000
船山現人	8,641
寒河江政好	4,300
吉田明	5,000
田澤伸一	33,000
森田廣	5,000
坂本貴美雄	28,000
加藤国洋	15,000
佐藤藤彌	10,814
澤渡和郎	10,000
野川政文	17,000
広谷五郎左工門	5,000
阿部賢一	32,702
佐貝全健	84,315
阿部信矢	464,000
今井榮喜	5,000
後藤源	3,500
児玉太	8,600
星川純一	355,490

これは正本である。

平成29年4月24日

仙台高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 軽 部 美 純